

基準Ⅰ	A 建学の精神	1	建学の精神を確立している。	I-A-1	(1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。 (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。 (3) 建学の精神を学内外に表明している。 (4) 建学の精神を学内において共有している。 (5) 建学の精神を定期的に確認している。	
		2	高等教育機関として地域・社会に貢献している。	I-A-2	(1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。 (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。 (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。	
	B 教育の効果	1	教育目的・目標を確立している。	I-B-1	(1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。 (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。 (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。	
		2	学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。	I-B-2	(1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。 (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。 (3) 学習成果を学内外に表明している。 (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。	
		3	卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	I-B-3	(1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。 (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。 (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。 (4) 三つの方針を学内外に表明している。	
	C 内部質保証	1	自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。	I-C-1	(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。 (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。 (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。 (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。 (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。 (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。	
		2	教育の質を保証している。	I-C-2	(1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。 (2) 査定の手法を定期的に点検している。 (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。 (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。	
	基準Ⅱ	A 教育課程	1	学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。	Ⅱ-A-1	(1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。 ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。 (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。 (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。
			2	学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。	Ⅱ-A-2	(1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。 (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。 ①短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。 ②学習成果に対応した、授業科目を編成している。 ③単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。 ④成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。 ⑤シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。 ⑥通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。 (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。
			3	教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。	Ⅱ-A-3	(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。 (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。 (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。
			4	教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。	Ⅱ-A-4	(1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。 (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。
			5	学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。	Ⅱ-A-5	(1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。 (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。 (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。 (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。 (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。 (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。 (7) アドミッション・オフィス等を整備している。 (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。 (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。
			6	短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。	Ⅱ-A-6	(1) 学習成果に具体性がある。 (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。 (3) 学習成果は測定可能である。
			7	学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。	Ⅱ-A-7	(1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。 (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。 (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。
			8	学生の卒業後評価への取り組みを行っている。	Ⅱ-A-8	(1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。 (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

B	学生支援	1	学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。	II-B-1	(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。 ①シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。 ②学習成果の獲得状況を適切に把握している。 ③学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。 ④授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。 ⑤教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。 ⑥学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。 (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。 ①所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。 ②所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。 ③所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。 ④学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。 (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。 ①図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。 ②教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。 ③教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。 ④教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。 ⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。
		2	学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。	II-B-2	(1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。 (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。 (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。 (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。 (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。 (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。 (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。 (8) 進度の遅い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。 (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。 (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。
		3	学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。	II-B-3	(1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。 (2) クラブ活動、学園行事、学生会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。 (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。 (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあせん等）を行っている。 (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。 (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。 (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。 (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。 (9) 留学生在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。 (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。 (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。 (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。 (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。
		4	進路支援を行っている。	II-B-4	(1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。 (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。 (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。 (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。 (5) 進学、留学に対する支援を行っている。
基準Ⅲ	A 人的資源	1	教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。	III-A-1	(1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。 (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。 (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。 (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。 (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。 (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。 (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。
		2	専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。	III-A-2	(1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。 (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。 (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。 (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。 (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。 (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。 (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。 (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。 (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。 ①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。 (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。
		3	学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。	III-A-3	(1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。 (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。 (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。 (4) 事務関係諸規程を整備している。 (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。 (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。 (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。 (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員と関係部署と連携している。
		4	労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。	III-A-4	(1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。 (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。 (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。
教育資源と 財的資源	B 物的資源	1	教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。	III-B-1	(1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。 (2) 適切な面積の運動場を有している。 (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。 (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。 (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。 (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。 (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。 (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。 (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。 ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。 ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。 (10) 適切な面積の体育館を有している。 (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

		2	施設設備の維持管理を適切に行っている。	III-B-2	(1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。 (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。 (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。 (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。 (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。 (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。
	C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	1	短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。	III-C-1	(1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。 (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。 (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。 (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。 (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。 (6) 学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。 (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。 (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。
	D 財的資源	1	財的資源を適切に管理している。	III-D-1	(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。 ①資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。 ②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。 ③貸借対照表の状況が健全に推移している。 ④短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。 ⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。 ⑥退職給付引当金等を目的どおりに引き当てている。 ⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。 ⑧教育研究経費は経常収入の20％程度を超えている。 ⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。 ⑩公認会計士の監査意見への対応は適切である。 ⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。 ⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。 ⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。 (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。 ①学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。 ②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。 ③年度予算を適正に執行している。 ④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。 ⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。 ⑥月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
		2	日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。	III-D-2	(1) 短期大学の将来像が明確になっている。 (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。 (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。 ①学生募集対策と学納金計画が明確である。 ②人事計画が適切である。 ③施設設備の将来計画が明瞭である。 ④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。 (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。 (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。
基準Ⅳ	A 理事長のリーダーシップ	1	理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。	IV-A-1	(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。 ①理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。 ②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。 ③理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。 (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。 ①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。 ②理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。 ③理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。 ④理事会は、短期大学の発展のために、学内外に必要な情報を収集している。 ⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。 ⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。 (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。 ①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。 ②理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。 ③寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。
	B 学長のリーダーシップ	1	学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。	IV-B-1	(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。 ①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。 ②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。 ③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。 ④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。 ⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統括している。 ⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。 (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。 ①教授会を審議機関として適切に運営している。 ②学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。 ③学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。 ④学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合間で審議する事項がある場合には、その規程を有している。 ⑤教授会の議事録を整備している。 ⑥教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。 ⑦学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。
	C ガバナンス	1	監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。	IV-C-1	(1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。 (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。 (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。
リーダーシップとガバナンス		2	評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。	IV-C-2	(1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。 (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。
		3	短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。	IV-C-3	(1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。 (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

区分レベル	IV-A-1
学科専攻名	法人本部
記載者名	木下幸彦

	PLAN（計画）	DO（実行）		CHECK（検証）	ACT（改善）
IV-A-1(1)	IV-A-1 (1)（計画） ①理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与する。 ②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。 ③理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求める。	IV-A-1 (1)（実行） ①実行した。 ②実行した。 ③実行した。	◎	IV-A-1 (1)（評価） ①できている ②できている ③できている	IV-A-1 (1)（改善） ①継続する ②継続する ③継続する
IV-A-1(2)	IV-A-1 (2)（計画） ①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。 ②理事会は、理事長が招集し、議長を務める。 ③理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負う。 ④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集する。 ⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識する。 ⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備する。	IV-A-1 (2)（実行） ①実行した。 ②実行した。 ③認証評価の結果を理事に配布し理事会で説明をした。 ④実行した。 ⑤法的責任を確認した。 ⑥規程を整備した。	◎	IV-A-1 (2)（評価） ①できている ②できている ③できている ④できている ⑤できている ⑥できている	IV-A-1 (2)（改善） ①継続する ②継続する ③継続する ④継続する ⑤継続する ⑥継続する
IV-A-1(3)	IV-A-1 (3)（計画） ①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有する。 ②理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任する。 ③寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用する。	IV-A-1 (3)（実行） ①実行した。 ②専任した。（令和2年6月） ③学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は寄附行為第13条に準用されている。	◎	IV-A-1 (3)（評価） ①できている ②できている ③できている	IV-A-1 (3)（改善） ①継続する ②継続する ③継続する

区分レベル	IV-B-1
学科専攻名	法人本部
記載者名	木下幸彦

	PLAN（計画）	DO（実行）	CHECK（検証）	ACT（改善）
IV-B-1(1)	IV-B-1 (1)（計画） ①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行う。 ②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有する。 ③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力する。 ④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定める。 ⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。 ⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努める。	IV-B-1 (1)（実行） ①実行した。 ②実行した ③実行した ④懲戒規程を定めている。 ⑤実行した。 ⑥実行した	◎ IV-B-1 (1)（評価） ①できている。 ②できている。 ③できている。 ④できている。 ⑤できている。 ⑥できている。	IV-B-1 (1)（改善） ①継続する。 ②継続する。 ③継続する。 ④継続する。 ⑤継続する。 ⑥継続する。
IV-B-1(2)	IV-B-1 (2)（計画） ①教授会を審議機関として適切に運営する。 ②学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知する。 ③学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定する。 ④学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催する。 ⑤教授会の議事録を整備し教務課で管理する。 ⑥教授会は、学修成果及び三つの方針に対する認識を共有する。 ⑦学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営する。	IV-B-1 (2)（実行） ①実行した。 ②実行した。 ③実行した。 ④実行した。 ⑤実行した。 ⑥各学科専攻が、11月に見直しを行い、2月の教授会で報告し確認した。 ⑦実行した。	◎ IV-B-1 (2)（評価） ①できている。 ②できている。 ③できている。 ④できている。 ⑤できている。 ⑥できている。 ⑦できている。	IV-B-1 (2)（改善） ①継続する。 ②継続する。 ③継続する。 ④継続する。 ⑤継続する。 ⑥継続する。 ⑦継続する。

区分レベル	IV-C-1～3
学科専攻名	法人本部
記載者名	木下幸彦

	PLAN（計画）	DO（実行）	CHECK（検証）		ACT（改善）
IV-C-1(1)	IV-C-1 (1)（計画） 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査計画に基づき監査を行う。	IV-C-1 (1)（実行） 実行した。	◎	IV-C-1 (1)（評価） できている。	IV-C-1 (1)（改善） 継続する
IV-C-1(2)	IV-C-1 (2)（計画） 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べる。	IV-C-1 (2)（実行） 実行した。	◎	IV-C-1 (2)（評価） できている。	IV-C-1 (2)（改善） 継続する
IV-C-1(3)	IV-C-1 (3)（計画） 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出する。	IV-C-1 (3)（実行） 実行した。	◎	IV-C-1 (3)（評価） できている。	IV-C-1 (3)（改善） 継続する
IV-C-2(1)	IV-C-2 (1)（計画） 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織する。	IV-C-2 (1)（実行） 2倍を超える人数で組織している。	◎	IV-C-2 (1)（評価） できている	IV-C-2 (1)（改善） 継続する
IV-C-2(2)	IV-C-2 (2)（計画） 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営する。	IV-C-2 (2)（実行） 実行した。	◎	IV-C-2 (2)（評価） できている	IV-C-2 (2)（改善） 継続する
IV-C-3(1)	IV-C-3 (1)（計画） 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表する。	IV-C-3 (1)（実行） 実行した。	◎	IV-C-3 (1)（評価） できている。	IV-C-3 (1)（改善） 継続していく
IV-C-3(2)	IV-C-3 (2)（計画） 私立学校法に定められた情報を公表・公開する。	IV-C-3 (2)（実行） 実行した。	◎	IV-C-3 (2)（評価） できている。	IV-C-3 (2)（改善） 継続していく